○経済産業省環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一、様式第三から様式第七まで、様式第九から様式第十四まで及び様式第十六から様式第二十三までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式まで、第八号書式及び第九号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条　鉄道抵当法施行規則（明治三十八年逓信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条　船用品検査試験規則（大正九年逓信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号（ロ）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号ノ三様式桁ノ許容応力度表及び同様式支承ノ強度表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（軌道建設規程の一部改正）

第五条　軌道建設規程（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶設備規程の一部改正）

第六条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条及び第二百二条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二百三十二条中「日本工業規格「配線用しゃ断器」」を「日本産業規格「低圧開閉装置及び制御装置―第２－１部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」」に改める。

第二百三十四条中「日本工業規格「配線用筒形ヒューズおよびホルダ」若しくは「配線用ブラグヒューズおよびホルダ」」を「日本産業規格「配線用筒形ヒューズ」若しくは「配線用栓形ヒューズ」」に改める。

第二百六十七条中「日本工業規格「船用照明器具類」」を「日本産業規格「船用電気照明器具通則」」に改める。

第二百六十九条第一項中「日本工業規格「船用防爆天井灯」若しくは「船用防爆隔壁灯」」を「日本産業規格「船用防爆天井灯」」に、「これら」を「これ」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三百二条の九第一項第二号中「日本工業規格「船用防爆天井灯」若しくは「船用防爆隔壁灯」」を「日本産業規格「船用防爆天井灯」」に、「これら」を「これ」に改める。

第三百二条の十第一項中「日本工業規格「一般用電気機器の防爆構造通則」のうち耐圧防爆構造に関する」を「日本産業規格「爆発性雰囲気―第０部：電気機器―一般要件」及び「爆発性雰囲気で使用する電気機械器具―第１部：耐圧防爆構造“ｄ”」の」に、「これ」を「これら」に改める。

第三百十一条の十六第二項中「日本工業規格「炭素鋼鋳鋼品」二種」を「日本産業規格「炭素鋼鋳鋼品」ＳＣ四一〇」に改める。

（船員法施行規則の一部改正）

第七条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第二号書式、第四号書式から第六号書式まで、第八号書式から第十五号書式まで、第十六号の二書式、第十六号の三の二書式から第十六号の四の二書式まで、第十六号の六書式、第十七号書式、第十九号書式、第二十号書式、第二十二号書式、第二十二号の三書式、第二十二号の五書式、第二十二号の六書式及び第二十二号の八書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第八条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第九条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式、別記第四号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航路標識法施行規則の一部改正）

第十条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式から第八号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（水先法施行規則の一部改正）

第十一条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式から第五号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第十三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。